

江南市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、窓口用封筒の作成及び無償提供に関して、江南市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する要綱（平成19年11月1日施行。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 無償提供を受けた窓口用封筒は市役所、支所、その他市長が指定する場所に設置するものとする。

2 窓口用封筒を提供するもの（以下「無償提供者」という。）は、無償提供者の負担で封筒を設置するための台を設置するものとする。

(設置期間)

第3条 窓口用封筒の設置期間は1年間とする。ただし、市は無償提供者と協議のうえ、設置期間を変更することができる。

(作成上の注意事項)

第4条 窓口用封筒を作成する無償提供者は、広告主の募集にあたり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告主の募集であるような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

2 広告の掲載面積は、表面・裏面ともに封筒面積の3分の1以内とする。

3 無償提供者は、広告主及び広告内容、色、形状、紙質、使用インキ等の窓口用封筒の仕様について、事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に作成しなければならない。

4 無償提供者は、窓口用封筒の数量、納品時期及び設置場所等について市長の指示に従うものとする。

5 無償提供者は、市の業務内容を窓口用封筒に掲載する場合は、市長の指示に従うものとする。

(広告主)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告主としないことができる。封筒の無償提供中に当該各号に該当するに至った場合も同様とする。

(1) 本市から指名停止を受けているもの

(2) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員の利益となる活動をしていると認められるもの

(3) 税等を滞納しているもの

(無償提供者の募集及び選定基準)

第6条 無償提供者の募集は、広報及びホームページに掲載して行う。

2 募集期間、その他募集について必要な事項については、募集要項で定める。

3 無償提供者の選定基準については、別表のとおりとする。

(確認書の締結)

第7条 市が無償提供者から窓口用封筒の無償提供を受けるときは、窓口用封筒の作成及び無償提供に関して、市と無償提供者双方で確認書を取り交わすものとする。

(問題発生時の対応)

第8条 無償提供者は、窓口用封筒の内容に関する苦情及びその他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(雑則)

第9条 この取扱要領に定めるもののほか、窓口用封筒の作成及び無償提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この取扱要領は、平成19年11月1日から施行する

附 則

この取扱要領は、平成20年3月18日から施行する。

別表(第6条関係)

江南市広告入り窓口用封筒の無償提供者選定基準

(実現性、業務実績、信頼性などを総合的に評価)

申 込 者

項 目 内 容	評 価		
① 申込者は広告入り窓口用封筒の無償提供者として適正か。 ・江南市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する要綱及び取扱要領の目的に合致しているか。	適正 2	/	不適正 0
② 広告入り窓口用封筒の無償提供実績はあるか。 ・自治体における提供実績はあるか。	実績十分 3	実績有 2	実績無 1
③ 広告の募集方法は適切か。 ・無償提供者自らが広告の募集者(又は、広告主)であることが明確か。 ・市が広告主の募集であるような誤解を受けることはないか。	適切 2	/	不適切 0
④ 広告主及び広告内容の制限は適切か。 ・江南市有料広告掲載に関する要綱第3条の掲載基準を満たしているか。	基準以上 2	/	基準未満 0
⑤ 無償提供を受けるまでの事務手続に問題はないか。	問題無 2	/	問題有 0
⑥ 窓口用封筒専用の設置台は提供されるか。	無償提供 2	有償提供 1	無 1
⑦ 申込者は本市から指名停止受けていないか。	無 2	/	有 0
⑧ 申込者は税等を滞納していないか。	滞納無 2	/	滞納有 0
⑨ 総合評価(広告入り窓口用封筒の無償提供者としての総合評価)	優・良 3	可 1	非 0
合計得点(20点満点)	点		

※ 選定可能な申込者が複数ある場合は、得点の高いほうの申込者を選定する。

※ 上記の9項目中、0点の項目が1つでもある申込者は選定しない。